【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月21日
【会社名】	ＰＣＩホールディングス株式会社
【英訳名】	ＰＣＩ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ，ＩＮＣ.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長　天野　豊美
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目２１番１９号
【電話番号】	（０３）６８５８－０５３０（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長　井口　直裕
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目２１番１９号
【電話番号】	（０３）６８５８－０５３０（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長　井口　直裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

2020年12月18日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年12月18日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき16円

配当総額131,798,304円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年12月21日

第２号議案　定款一部変更の件

経営体制の一層の強化・充実を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数の上限を５名以内から10名以内に変更するものであります。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

天野豊美、原口直道、井口直裕、堀部保弘、岡丈詞、杉薗和也の計６名を取締役に選任するものであります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

宮原譲、佐藤貴則、髙原明子、牧真之介の計４名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

なお、宮原譲、佐藤貴則、髙原明子及び牧真之介は社外取締役であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を総額で年額３億５千万円以内とするものであります。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従前どおり、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものとするものであります。

第６号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、本株主総会第５号議案の決議により350百万円以内となり、2018年12月20日開催の当社第14回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関して支給される金銭報酬債権は年額50百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会の開催日から１年以内に限り、これらの報酬枠とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する報酬等として年額10百万円以内として新株予約権を割り当てるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	50,540	221	－	（注）１	可決　99.35
第２号議案	48,670	2,091	－	（注）２	可決　95.67
第３号議案				（注）３	
天野　豊美	50,071	691	－		可決　98.43
原口　直道	50,067	695	－		可決　98.42
井口　直裕	50,148	614	－		可決　98.58
堀部　保弘	50,154	608	－		可決　98.59
岡　丈詞	50,157	605	－		可決　98.59
杉薗　和也	50,163	599	－		可決　98.61
第４号議案				（注）３	
宮原　譲	50,350	412	－		可決　98.97
佐藤　貴則	49,450	1,312	－		可決　97.20
髙原　明子	50,347	415	－		可決　98.97
牧　真之介	50,355	407	－		可決　98.98
第５号議案	50,156	606	－	（注）１	可決　98.59
第６号議案	50,249	513	－	（注）２	可決　98.78

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上